

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づく保有個人情報の開示の実施方法及びその手数料等に関する規則

平成17年4月1日
研究所規則第11号

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づく保有個人情報の開示の実施方法及びその手数料等に関する規則を次のように定める。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づく保有個人情報の開示の実施方法及びその手数料等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「令」という。）に規定する保有個人情報の開示の実施方法及びその手数料等について定めるものとする。

(開示の実施方法)

第2条 法第24条第1項の規定による独立行政法人等が定める開示の実施方法は、研究所における情報公開に関する法人文書の開示実施方法及び開示手数料規則（平成14年研究所規則第49号。以下「情報公開実施規則」という。）第1条の規定を準用する。

(手数料等)

第3条 法第26条第1項の規定により納付しなければならない手数料、及び令第13条第1項の規定により納付しなければならない送付に要する費用に関する研究所の定めについては、情報公開実施規則第2条の規定を準用する。

(規則の閲覧)

第4条 法第24条第2項、法第26条第3項、及び令第13条第2項の規定に基づき、この規則は、閲覧所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(各様式等)

第5条 保有個人情報の開示に係る事務手続きに関する様式については、標準様式第1号から第4号のとおり定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。